

平成25年8月29日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官  
平成24年(行ウ)第5号政務調査費違法支出不当利得返還命令請求事件  
口頭弁論終結日 平成25年6月6日

判 決

奈良県橿原市

原 告

上記9名訴訟代理人弁護士

石 川 量 堂

野 島 佳 枝

今 治 周 平

幸 田 直 樹

奈良県橿原市八木町一丁目1番18号

被 告 檜 原 市 長  
森 下 豊  
同訴訟代理人弁護士 川 村 俊 雄  
青 海 利 之  
主 文

- 1 被告は、別紙金額等一覧の「相手方」欄記載の各相手方に対し、同表の「認容金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月26日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを5分し、その4を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 当事者の求めた裁判

###### 1 請求の趣旨

- (1) 被告は、別紙金額等一覧の「相手方」欄記載の各相手方（以下、併せて「相手方ら」という。）に対し、同表の「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

###### 2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

##### 第2 事案の概要

###### 1 請求の概要等

本件は、樺原市（以下「市」という。）の住民である原告らが、市が樺原市議会議員である相手方らに対して交付し、相手方らが支出した平成22年度の政務調査費の一部に、樺原市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「市条

例」という。) 及び同条例施行規則(以下「市規則」という。)に定める使途基準に適合しない支出があるから、相手方らはその適合しない支出に相当する金員を収支報告書の提出期限日までに市に返還すべき義務があるにもかかわらずこれを行っていないので、相手方らが同日には悪意で上記金員を不当に利得していると主張して、市の執行機関である被告に対し、地方自治法(以下「法」という。)242条の2第1項4号本文に基づき、相手方らに対し上記不当利得金及びこれに対する上記収支報告書の提出期限の翌日から民法所定の利率による法定利息金を支払うよう請求することを求める住民訴訟であり、これに対し、被告は、いずれの金員の支出も使途基準に適合しているなどと主張している事案である。

## 2 本件に関連する法令

(1) 法(平成24年法律第72号(平成25年3月1日施行)による改正前のもの。法100条について、以下同じ。)

100条1項 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(括弧内省略)に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるとときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

### 2項ないし13項 省略

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16項ないし19項 省略

(2) 市条例

1条 この条例は、法100条14項及び15項の規定に基づき、樺原市議会議員（以下「議員」という。）に対して、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2条 政務調査費は、議員の職にある者に対して交付する。

3条 1項 政務調査費の額は、毎年度、4月1日在職する議員に対して、年額50万円とする。

2項 年度の途中において議員の任期が満了する場合又は議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合の政務調査費の額は、任期満了の日の属する月までの月数分又は議員でなくなった日の属する月までの月数分を月割計算により算定した額（千円未満切捨て）とする。

3項 1項の規定にかかわらず、年度の途中において新たに議員となつた者に対して交付する政務調査費の額は、議員となつた日の属する月から月割計算により算定した額（千円未満切捨て）とする。ただし、前項に規定する年度の途中において議員の任期が満了する場合の政務調査費が当該議員に対して交付されている場合は、年額から前項の規定により算定した額を控除した額とする。

4項 政務調査費は、4月25日及び10月25日に交付する。ただし、交付の日が、市の休日を定める条例（平成元年樺原市条例第2号）に規定する休日に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

5項 前項の規定にかかわらず、3項に規定する政務調査費の交付の日は、別に定める。

4条 議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものと

し、市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充て  
てはならない。

5条1項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費に係る収入及び支  
出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、権原市議会  
議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

2項 議長は、収支報告書の提出を受けたときは、その写しを市長に送  
付しなければならない。

6条1項 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度の途中において議員  
の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなく  
なった場合において、既に交付を受けた政務調査費の額が3条2項  
の規定により算定した額を上回る場合は、当該上回る額を返還しな  
ければならない。

2項 政務調査費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受け  
た政務調査費の総額から、必要な経費として支出した総額を控除し  
て残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返  
還しなければならない。

3項 前2項の場合において、市長は、期日を定めて返還を命じること  
ができる。

### (3) 市規則

5条 市条例4条に規定する使途基準は、別表のとおりとする。

6条1項 政務調査費の交付を受けた議員は、政務調査費の交付を受けた翌  
年度の4月30日までに、条例5条に規定する収支報告書に領収書  
等の証拠書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

2項 政務調査費の交付を受けた議員が、年度の途中において議員の辞  
職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなっ  
たときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30  
日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

別表（5条関係）

項目	内容
研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担員・会費、交通費、旅費及び宿泊費等)
調査旅費	議員の行う調査活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費及び宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入代及びリース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料等の購入に要する経費
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告するために、会派又はグループが発行する広報紙等に要する経費 (印刷製本代、送料及び会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望及び意見を徴するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費及び茶菓子代等)
人件費	議員の行う調査研究活動を補助する職員を臨時に雇用する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

	(事務所の賃借料、維持管理費、備品代、事務機器購入代及びリース代等)
--	------------------------------------

### 3 爭いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる事実である。

#### (1) 当事者

原告らはいずれも市の住民であり、被告は市の執行機関である市長である。相手方らは平成22年4月から平成23年4月頃、議員を務めていた。

(争いのない事実、弁論の全趣旨)

#### (2) 市の相手方らに対する政務調査費の交付

市は、平成22年4月23日及び同年10月25日、市条例3条1項及び4項に基づき平成22年度政務調査費として各25万円（合計50万円）を相手方らに対しそれぞれ交付した。

(争いのない事実)

#### (3) 相手方らによる支出及び収支報告書の提出

相手方らは、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間、それぞれ別紙金額等一覧の「支出金額」欄記載の金額を政務調査費として支出した。

相手方らは、平成23年4月22日、市条例5条1項に基づき、市から交付を受けた政務調査費に関する収支報告書を作成し、これを議長に提出した。

(争いのない事実、甲5～27の各1)

#### (4) 相手方らによる政務調査費残額の返還

相手方らは、平成23年5月25日、市条例6条2項に基づき、前記(2)で交付を受けた政務調査費のうち別紙金額等一覧の「支出残額」欄記載の金額を市長に返還した。

(争いのない事実)

### (5) 監査請求及び監査結果

原告らは、平成24年2月7日、市監査委員に対し、相手方らが違法に平成22年度の政務調査費を支出したとして、法242条1項に基づき住民監査請求を行った。

市監査委員は、平成24年3月27日、上記監査請求は理由がないとして、これを棄却した。上記監査結果に関する通知は、平成24年3月28日、原告らに到達した。

(争いのない事実、甲3、4)

### (6) 訴訟の提起及び経緯

原告らは、平成24年4月27日、当裁判所に、平成22年度の政務調査費に係る不当利得金の返還等を相手方らに対し請求することを被告に求める本件訴訟を提起した。

被告は、平成24年5月31日、当裁判所に、法242条の2第7項に基づき相手方らに対する本件訴訟の告知書を提出し、同告知書は、同年6月8日から同月11日の間に、相手方らに送達された。なお、相手方らの中で、口頭弁論終結までに本件訴訟に訴訟参加した者はいない。

(当裁判所に顕著な事実)

## 4 爭点

### (1) 各政務調査費の支出の違法性

(原告らの主張)

#### ア 資料購入費について

(ア) 資料購入費は、議員の行う調査研究のために必要な図書及び資料等の購入に要する経費であり、購入した図書や資料等が議員の行う市政に関する専門的な調査研究のために必要な資料でなければ違法な支出となる。辞書や辞典、統計データ等は市政とは関係のない一般的な事項が記載されており、市政に関する調査研究以外の文書の作成等に使用されるものであるから、違法な支出である。また、住宅地図につい

ては、政務調査以外の議員活動に使用されることが通常であるため、全額を政務調査費として支出することは許されず、按分した額のみが政務調査費の支出として認められる。

- (イ) 「敬語の使い方辞典」、「日経ヘルスケア」、「北畠親房」、「ノルウェーを変えた髪のノラー男女平等社会はこうしてできたー」、「スワーダアラビアで校長になった日本人女性」、「砂漠に創った世界一の学校」、「図録樺原市の文化財」、「週刊教育資料」、「月刊MOKU」、「日本教育新聞」及び「上甲米太郎」の各書籍は、市政の調査研究のために使用されるものではないから、これらの購入に係る支出は、その全額につき政務調査費として支出することが許されない。
- (ウ) 「公用文用字用語の要点」、「注釈公用文用字用語辞典（第5版）」、「2011年版奈良県年鑑」、「広辞苑」、「今がわかる時代がわかる日本地図2010年版」及び「カシオ電子辞書」は専門的な調査研究のために使用するものではないから、これらの購入に係る支出は、その全額につき政務調査費として支出することが許されない。
- (エ) 「ゼンリン住宅地図」、「電子住宅地図デジタウン（DT。以下「DT」という。）樺原市」及び「樺原市住宅地図」は、政務調査以外の議員活動のためにも使用されることから、これらの購入費用全額を政務調査費として支出することは許されず、その購入に係る支出の2分の1は政務調査活動以外に充てられた違法な支出である。

#### イ 事務所費について

- (ア) パソコン、プリンター及び液晶プロジェクター等を購入した場合、議員の任期が終了しても購入した物は残存して議員の個人財産となるところ、個人財産の取得費用につき政務調査費を使用することは許されないから、これらに係る減価償却費を政務調査費として支出することはいづ

れも違法であり、その全額が違法な支出である。

- (イ) リース料の年払に関して、次年度に係る期間のリース料までも当該年度の政務調査費から支出することは許されないから、リース料の年払を行った場合は当該年度に係る費用のみを按分計算して支出すべきであり、他年度に係る費用に当たる部分について政務調査費を支出することは違法である。
- (ウ) カラー複合機、コピー機、パソコン、デジタル複合機及びインターネット等は、政務調査のみならず他の議員活動にも使用されるものであるから、上記各機器のリース料やプロバイダー料金のうち2分の1は、政務調査活動以外に充てられた違法な支出である。

#### ウ 調査旅費について

相手方奥田英人、相手方たけだやすひこ、相手方水本ひでこ、相手方増田喜代信、相手方前口洋一、相手方松木雅徳、相手方樋本利明、相手方植田泰文及び相手方楨尾幸雄は、平成22年7月7日から同月9日、北海道函館市の施設等に行政視察を行った。しかし、上記視察についてはいずれも視察の必要性及び合理性がなく、視察内容の報告も事後的な検証ができない不十分な内容のものであって、上記視察は私的な団体旅行に過ぎないものであるから、上記視察に係る費用を政務調査費から支出することは、政務調査費を政務調査活動以外に充てるものであり違法である。

#### エ 研究研修費について

相手方増田喜代信は、平成22年8月25日及び同月26日、同人が所属する奈良政策研究会の8月研修として、防衛省、迎賓館赤坂離宮及び東京スカイツリーを訪問し、その旅行費用を政務調査費として計上した。しかし、上記研修は市政と関連性を有するものではなく、私的な団体旅行に過ぎないから、上記研修に係る費用を政務調査費から支出することは、政務調査活動以外への支出であって違法である。

また、奈良政策研究会は、市議会議員で構成されているものではなく、

奈良県議会議員等様々な地位の人で構成されており、その活動と市政との関連性がないから、同研究会の会費に係る費用を政務調査費から支出することも、政務調査活動以外への支出であって違法である。

(被告の主張)

ア 資料購入費について

議員の調査研究活動は多岐にわたり長期的視野に立って政策立案能力を高めることも重要であるから、調査研究の必要性は議員の合理的判断に委ねられるべきであり、政務調査費の相当性に対する判断は各議員の政治的責任に委ねるべきである。さらに、執行機関から独立した自由な調査研究活動を確保すべきであるから、使途基準に言及のない一般的な事項か専門的な事項かといった区別を持ち込むべきではない。各議員の判断において政務調査に必要であるとして購入され、その旨収支報告がされている以上、抽象的な利用可能性で政務調査の必要性を否定することはできない。

また、政務調査以外の議員活動に利用し得るとしても、抽象的な他の活動への利用可能性をもって、市政に関する調査研究に関して必要性及び合理性は否定できない。

イ 事務所費について

(ア) 事務所費に係る市の使途基準には、「事務機器購入代、リース代」と明記されているから、事務機器であるパソコン等の購入代を事務所費として申告することは使途基準の文言に適合するものであり、購入費用を按分した減価償却費のみを事務所費として計上することは何ら違法ではない。

(イ) 調査研究のための必要性は各議員の合理的判断に委ねられるべきであり、政務調査費の相当性は政治的責任に委ねるべきである。使途基準に按分や按分割合が規定されていない以上、按分基準を用いて按分を超える支出を違法とはできない。仮に按分基準の適用をする場合には、他の目的であることが具体的に明らかにされた場合に限るべきであ

り、抽象的に他の目的のためでもあり得るというだけでは足りない。

(イ) 再リース契約においては、実際にリース物件を使用する期間の長短にかかわらず、1年分のリース料を契約当初に支払うのが通常であるから、支払った年度に1年分のリース料全額を計上することは違法ではない。

#### ウ 調査旅費について

調査研究のための必要性は各議員の合理的判断に委ねられるべきであるから、施設が現在持っている機能の微細な相違、都市の規模の相違又は近郊の類似施設の有無等から必要性がないなどということはできず、相手方の視察を私的な観光旅行とする原告らの主張は根拠のない独断である。

#### エ 研究研修費について

調査研究のための必要性は各議員の合理的判断に委ねられるべきである上、防衛施設及び観光施設は市民の安全、安心及び観光という市政との関連性を否定することはできないし、国防や外交についても有事に備えた避難誘導等の市政と関連性がないとはいえない。

また、奈良政策研究会は観光に関する取り組み、中和地域の課題及び他府県の事例等地域づくりという直接間接に市政に関わる課題の研修を行っており、市政に関わる政策を調査研究する団体であることが否定できないから、当該団体の研究研修に参加するための会費を政務調査費から支出することが違法とはいえない。

#### (2) 目的外支出を返還すべき時期

##### (原告の主張)

市議会議員は、市条例及び市規則上、政務調査費の交付を受けた翌年度の4月30日までに収支報告書を議長に提出し、交付された政務調査費から使途に従って使用した額を差し引いた残余を返還しなければならない。

したがって、相手方らはいずれも平成23年4月30日までに各目的外支出に相当する額の政務調査費を返還すべき義務がある。

(被告の主張)

政務調査費の残余の金額の返還時期が収支報告書の提出期限よりも後に設定されることに照らせば、目的外支出に限って残余と申告された額よりも早い時期に返還すべき義務を認めることはできない。

(3) 相手方らが悪意の利得者に当たるか

(原告の主張)

相手方らは、政務調査費の具体的な支出に関する使途を熟知しているから、相手方らは民法704条にいうところの悪意の受益者に当たり、平成23年5月1日以降、民法所定の利率の利息を付して各目的外支出に相当する額の政務調査費を返還すべき義務がある。

(被告の主張)

本件のように支出目的に即して支出されたか否かに争いがある支出については、市の条例運用に照らした最高裁の確定判例がない以上は悪意の受益者であるとはいえない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 前提となる事実

以下の事実は、当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により認めることができる事実である。

(1) 相手方らに対する政務調査費の交付

相手方らは、いずれも平成22年4月から平成23年4月頃まで市議会議員を務めていた者であり、平成22年4月23日及び同年10月25日、市からそれぞれ政務調査費として各25万円（合計50万円）の交付を受けた。

(争いのない事実)

(2) 相手方奥田英人らの行政視察

相手方奥田英人、相手方たけだやすひこ、相手方水本ひでこ、相手方増田喜代信、相手方前口洋一、相手方松木雅徳、相手方樋本利明、相手方植田泰

文及び相手方槇尾幸雄（以下「相手方視察参加者ら」という。）は、平成2年7月7日から同月9日、北海道函館市、室蘭市及び登別市の各施設等の行政視察を行った。

相手方視察参加者らは平成22年7月7日午後2時から午後4時頃、函館市の地域交流まちづくりセンターを視察し、当該センターにおいて市民活動支援事業や指定管理制度の導入成果等の説明を受け、同月8日午後2時から午後4時頃、室蘭市役所において、同市職員から「室蘭市まちなか再生プラン」について説明を受けた。そして、相手方視察参加者ら（相手方槇尾幸雄を除く。）は、平成22年7月9日午前10時から午後零時頃、登別市に所在する幼保一元化施設「コロポックルの森」を視察した。

なお、相手方水本ひでこは、上記各行政視察の後、平成22年7月10日に東京国立博物館及び国立科学博物館を視察した。また、相手方槇尾幸雄は登別市での行政視察には参加しなかった。

（争いのない事実、甲13の3、15の3・6、16の3・11、18の3・8、20の3・4、22の3・11、23の3・6、24の3、27の3・6、29の1・2、函館市地域交流まちづくりセンター、室蘭市役所及び登別市役所に対する平成24年10月30日付け各調査嘱託の結果、弁論の全趣旨）

### （3）奈良政策研究会及び同会の研修

相手方増田喜代信は、平成22年4月から平成23年3月頃、奈良政策研究会に所属していた。同会には、奈良県議会議員のほか、奈良県内の市町村議会議員や株式会社の代表取締役らが所属していた。

相手方増田喜代信は、平成22年8月25日及び同月26日、奈良政策研究会の他の会員と共に、同会の8月研修に参加した。上記研修は、平成22年8月25日に、防衛省及び市ヶ谷記念館を視察して、日本の安全保障に関する佐藤正久参議院議員の講演を聴き、同月26日に、迎賓館赤坂離宮を視察するという予定となっていたが、研修が実施された際には、上記のほか、

建設中であった東京スカイツリーの見学も行われた。

(争いのない事実、甲18の2・4・7・9・10、防衛省大臣官房広報課記念館係、佐藤正久参議院議員事務所及び内閣府に対する平成24年10月30日付け並びに同年11月21日付け各調査嘱託の結果、弁論の全趣旨)

(4) 相手方による政務調査費の支出

ア 相手方大北かずすけの支出

相手方大北かずすけは、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、40万5645円を支出した。上記支出には、平成22年4月分から平成23年3月分の事務機器カラー複合機リース料（1か月2万0475円で合計24万5700円である。）に係る事務所費並びに同年3月28日に購入した「〔改訂版〕公用文用字用語の要点」（2390円）、「注釈公用文用字用語辞典（第5版）」（4055円）及び「敬語の使い方辞典」（4055円）に係る資料購入費が含まれている。

(争いのない事実、甲5の1～5)

イ 相手方松田ゆみ子の支出

相手方松田ゆみ子は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、36万7070円を支出した。上記支出には、平成22年5月28日に購入した「檍原市住宅地図」（1万6200円）に係る資料購入費が含まれている。

(争いのない事実、甲6の1～4)

ウ 相手方森下みや子の支出

相手方森下みや子は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、30万4820円を支出した。上記支出には、平成22年5月28日に購入した「檍原市住宅地図」（1万6200円）に係る資料購入費が含まれている。

(争いのない事実、甲7の1～4)

## エ 相手方成谷文彦の支出

相手方成谷文彦は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、24万8171円を支出した。上記支出には、平成22年7月21日に購入したノートパソコンに関する4年間の減価償却のうち同年度分の減価償却費（2万0633円）に係る事務所費並びに同年12月7日に購入した「日経ヘルスケア 2010年11月号」（2400円）及び同年11月29日頃に同年12月号から平成23年11月号までの年間購読を申し込んだ「日経ヘルスケア」のうち平成22年12月号から平成23年3月号までの購読料に当たる部分（7333円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲8の1～9）

## オ 相手方杉井康夫の支出

相手方杉井康夫は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、24万7350円を支出した。上記支出には、平成21年5月6日に購入したパソコン及び周辺機器等に関する4年間の減価償却のうち平成22年度分の減価償却費（4万7514円），同年4月分から同年12月分のコピー機リース料（1か月4725円で合計4万2525円である。），平成23年1月10日から平成24年1月9日のコピー機再リース契約に関する再リース料（上記期間全てに対する一括のリース料金で5670円である。）及び平成22年4月分から平成23年3月分に関するインターネットプロバイダー料金等（平成22年4月分から平成23年2月分までは1か月6478円及び同年3月分は1か月6583円で合計7万7841円である。）に係る事務所費並びに平成22年5月28日に購入した「樅原市住宅地図」（1万6200円）及び同年11月26日に購入した「2011年版奈良県年鑑」（1万0500円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲9の1～13）

カ 相手方松尾高英の支出

相手方松尾高英は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、39万6560円を支出した。上記支出には、平成22年4月分から平成23年3月分のコピー・デジタル複合機及びパソコンリース料（1か月1万9950円で合計23万9400円である。）及び平成22年4月分から平成23年3月分に関するインターネットプロバイダー料金等（平成22年4月及び同年6月分から平成23年3月分までは1か月4515円並びに平成22年5月分は1か月5645円で合計5万5310円である。）に係る事務所費並びに同年8月2日頃に購入した書籍「北畠親房」（3150円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲10の1～6）

キ 相手方福井達雄の支出

相手方福井達雄は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、10万5120円を支出した。上記支出には、平成22年5月28日に購入した「DT樋原市」（2万2105円）及び平成23年2月24日頃に購入した「広辞苑」（8400円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲11の1～5）

ク 相手方大保由香子の支出

相手方大保由香子は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、25万1909円を支出した。上記支出には、平成21年4月2日に購入したパソコンに関する4年間の減価償却のうち平成22年度分の減価償却費（4万8700円）に係る事務所費が含まれている。

（争いのない事実、甲12の1～4）

ケ 相手方奥田英人の支出

相手方奥田英人は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、37万3028円を支出した。上記支出には、平成21年

3月10日に購入したパソコン等に関する4年間の減価償却のうち平成22年度分の減価償却費（1万6825円）及び平成21年9月5日に購入したカラープリンタに関する5年間の減価償却のうち平成22年度分の減価償却費（1万1360円）に係る事務所費並びに同年4月18日頃に購入した「今が分かる時代が分かる日本地図2010年版」（1680円），同年5月28日に購入した「橿原市住宅地図（バインダー付き）」（2万1450円）及び同年6月21日頃に購入した「DT橿原市」（2万2105円）に係る資料購入費並びに前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（13万3080円）が含まれている。

（争いのない事実，甲13の1～3，13の4の1・2，13の5～12，弁論の全趣旨）

コ 相手方小川和俊の支出

相手方小川和俊は，平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち，34万1985円を支出した。上記支出には，平成22年4月分から同年7月分のコピー機リース料（1か月1万3650円で合計5万4600円である。）及び同年8月1日からのコピー機再リース契約に関する再リース料（年払1万6380円）に係る事務所費並びに同年7月13日頃に購入した「DT橿原市」（2万2105円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実，甲14の1～6，弁論の全趣旨）

サ 相手方たけだやすひこの支出

相手方たけだやすひこは，平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち，37万4793円を支出した。上記支出には，平成22年4月分から平成23年3月分のパソコン等リース料（1か月9429円で合計11万3148円である。）に係る事務所費，平成22年5月28日に購入した「橿原市住宅地図」（1万6200円）及び平成23年3月11日に購入した電子辞書（3万9795円）に係る資料購入費並び

に前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（13万3080円）が含まれている。

（争いのない事実、甲15の1～8、弁論の全趣旨）

シ 相手方水本ひでの支出

相手方水本ひでのは、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、40万0945円を支出した。上記支出には、平成22年5月20日頃に購入した「ノルウェーを変えた髪のノラー男女平等社会はこうしてできたー」（1940円）、同年6月15日に購入した「スワーダー・アラビアで校長になった日本人女性」（1320円）及び同日に購入した「砂漠に創った世界一の学校—学力世界ナンバーワンの生徒を育てた日本人」（1835円）に係る資料購入費並びに前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（14万0130円）が含まれている。

（争いのない事実、甲16の1～11、弁論の全趣旨）

ス 相手方竹田きよしの支出

相手方竹田きよしは、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、25万8550円を支出した。上記支出には、平成22年4月分から平成23年3月分の事務機器デジタル複合機リース料（平成22年4月分から同年8月分までは1か月1万3650円及び同年9月分から平成23年3月分までは1か月1万4175円で合計16万7475円である。）、事務機器複合機使用料（平成22年12月請求分。2790円）及び同年9月分から平成23年3月分のパソコンリース料（1か月5040円で合計3万5280円である。）に係る事務所費並びに平成22年10月30日頃に購入した「2011年版奈良県年鑑」（1万0500円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲17の1～11、弁論の全趣旨）

セ 相手方増田喜代信の支出

相手方増田喜代信は、平成22年度政務調査費として市から交付された

50万円のうち、33万1552円を支出した。上記支出には、平成18年8月15日に購入したパソコン及び周辺機器等に関する4年間の減価償却のうち平成22年度分の減価償却費（9638円）、同年4月分から同年8月分の事務機器デジタル複合機リース料（1か月1万3650円で合計6万8250円である。）及び同年7月27日から平成23年7月26日までの事務機器デジタル複合機再リース契約に関する再リース料（年払1万6380円）に係る事務所費、前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（13万3080円）並びに前記(3)の研修に関する旅費、日当等（4万2320円）及び奈良政策研究会に関する平成22年4月分から平成23年3月分の会費（1か月5157円（振込手数料157円含む。）で合計6万1884円である。）に係る研究研修費が含まれている。

（争いのない事実、甲18の1～14、弁論の全趣旨）

ソ 相手方細川佳秀の支出

相手方細川佳秀は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、6万6800円を支出した。上記支出には、平成23年2月分及び同年3月分のパソコン等リース料（1か月8505円で合計1万7010円）に係る事務所費並びに平成22年5月21日頃購入の「図録 檜原市の文化財」（3000円）及び同月28日購入の「檜原市住宅地図」（1万6200円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲19の1～6）

タ 相手方前口洋一の支出

相手方前口洋一は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、23万0460円を支出した。上記支出には、週刊教育資料の購読料のうち平成22年4月分から平成23年3月分に該当する部分（1か月3465円で合計4万1580円である。）及び平成22年4月20日頃に購入した「今がわかる時代がわかる日本地図2010年版」

(1940円)に係る資料購入費並びに前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費(13万3080円)が含まれている。

(争いのない事実、甲20の1~11)

チ 相手方河合正の支出

相手方河合正は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、22万7979円を支出した。上記支出には、平成20年1月に購入した液晶プロジェクターに関する4年間の減価償却のうち平成22年度分の減価償却費(4万2076円)及び同年4月に購入したパソコンに関する4年間の減価償却のうち同年度分の減価償却費(9万0523円)に係る事務所費が含まれている。

(争いのない事実、甲21の1~5)

ツ 相手方松木雅徳の支出

相手方松木雅徳は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、26万1608円を支出した。上記支出には、平成22年4月分から平成23年3月分に関するインターネットプロバイダー料金等(平成22年4月分は3312円及び同年5月分から平成23年3月分までは1か月2602円で合計3万1934円である。), 平成22年3月16日から平成23年3月15日の事務機器デジタル複合機再リース契約に関する再リース料(上記期間全てに対する一括のリース料金1万2600円である。)及び平成22年6月12日から平成23年6月11日のパソコン再リース契約に関する再リース料(上記期間全てに対する一括のリース料金1万1755円である。)に係る事務所費, 平成22年5月28日に購入した「檍原市住宅地図」(1万6200円), 月刊誌「MOKU」の購読料のうち平成22年4月分から平成23年3月分に関する部分(1か月1600円で合計1万9200円である。)及び「日本教育新聞」購読料のうち平成22年4月分及び同年5月分に関する部分(1か月2625円で合計5250円である。)に係る資料購入費並びに前記(2)の

行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（14万4240円）が含まれている。

（争いのない事実、甲22の1～15、弁論の全趣旨）

テ 相手方樋本利明の支出

相手方樋本利明は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、36万0691円を支出した。上記支出には、平成22年5月28日に購入した「橿原市住宅地図」（1万6200円）に係る資料購入費並びに前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（13万3080円）が含まれている。

（争いのない事実、甲23の1～6）

ト 相手方植田泰文の支出

相手方植田泰文は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、26万9400円を支出した。上記支出には、平成22年5月28日に購入した「橿原市住宅地図」（1万6200円）、「日本教育新聞」の年間購読料（2万9400円）及び平成23年1月26日に購入した「2011年版奈良県年鑑」（1万0500円）に係る資料購入費並びに前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（13万3080円）が含まれている。

（争いのない事実、甲24の1～8、弁論の全趣旨）

ナ 相手方今西貴昭の支出

相手方今西貴昭は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、1万9180円を支出した。上記支出には、平成22年5月28日に購入した「橿原市住宅地図」（1万6200円）に係る資料購入費が含まれている。

（争いのない事実、甲25の1～4）

ニ 相手方竹森衛の支出

相手方竹森衛は、平成22年度政務調査費として市から交付された50

万円のうち、38万0934円を支出した。上記支出には、平成22年4月分から平成23年3月分の事務機器デジタル複合機リース料（1か月9450円で合計11万3400円である。）及び事務機器複合機使用料（1万3035円）に係る事務所費並びに平成22年5月18日頃に購入した書籍「上甲米太郎」（2520円）に係る資料購入費が含まれている。  
(争いのない事実、甲26の1～11)

#### ヌ 相手方楨尾幸雄の支出

相手方楨尾幸雄は、平成22年度政務調査費として市から交付された50万円のうち、38万2050円を支出した。上記支出には、平成22年4月分から平成23年3月分のパソコン等リース料（1か月2万0790円で合計24万9480円である。）及び前記(2)の行政視察に関する旅費及び日当等に係る調査旅費（13万2570円）が含まれている。

(争いのない事実、甲27の1～6)

#### (5) 相手方らによる政務調査費の收支報告

相手方らは、平成23年4月22日、前記(4)の各人の支出について、收支報告書を作成し、議長に提出した。

(甲5から27の各1、弁論の全趣旨)

#### (6) 相手方らによる政務調査費残額の返還

相手方らは、平成23年5月25日、市条例6条2項に基づき、それぞれ政務調査費の残額として別紙金額等一覧の「支出残額」欄記載の金員を市長に返還した。

(争いのない事実)

#### (7) 相手方らの事務所等について

ア 相手方大北かずすけは、前記(4)アのコピー機に関するリース契約に際し、政治団体である「大北計輔後援会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲5の3、99の2)

イ 相手方杉井康夫は、前記(4)オのコピー機リース契約及びインターネットプロバイダー契約に際し、政治団体である「杉井康夫を育てる会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲9の3・4・12・13, 99の2)

ウ 相手方小川和俊は、前記(4)コのコピー機リース契約に際し、政治団体である「小川和俊後援会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲14の3, 99の2)

エ 相手方たけだやすひこは、前記(4)サのパソコン等リース契約に際し、政治団体である「たけだやすひこ後援会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲15の4, 99の2)

オ 相手方竹田きよしは、前記(4)スのリース契約のうちパソコン等リース契約に際しては、政治団体である「竹田きよし後援会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲17の6, 99の2)

カ 相手方増田喜代信は、前記(4)セのリース契約及び再リース契約に際しては、政治団体である「増田きよのぶ後援会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲18の6・12, 99の2)

キ 相手方細川佳秀は、前記(4)ソのパソコン等リース契約に際しては、政治団体である「細川佳秀後援会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲19の6, 99の2)

ク 相手方松木雅徳は、前記(4)ツの事務機器デジタル複合機再リース契約に際しては、政治団体である「松木雅徳後援会」と同一の住所地をリース物件の設置場所として契約を締結している。また、前記(4)ツのインターネットプロバイダー契約に関しても、上記住所地を住所として契約を締結して

いる。

(甲22の8・13, 99の2)

ケ 相手方楳尾幸雄は、前記(4)又のパソコン及びプリンターリース契約に際し、政治団体である「幸友会」と同一の住所地を住所として契約を締結している。

(甲27の4, 99の2)

## 2 本件支出の違法性について

### (1) 判断の基準について

法は、政務調査費の交付につき、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができ、この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないと規定した上（100条14項），政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとすること（同条15項）を規定している。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものであると解される（最高裁平成17年（行フ）第2号平成17年11月10日第一小法廷決定・民集59巻9号2503頁参照）。上記趣旨に加えて、市条例4条が政務調査費を市政に関する調査研究に資するための必要な経費以外のものに充ててはならないと定めていることを勘案すれば、市の議員に交付される政務調査費は、市規則別表に定める各使途基準に合致する、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費に関してのみ支出することが許されていると解するべきであって、議会活動の基礎となる調査研究に關係しない活動に関する経費や経費を支出した行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に

合理的関連性が認められないものに関する経費は、上記政務調査費として支出することは許されないというべきである。また、上記制度趣旨に照らせば、ある支出の中に議会活動の基礎となる調査研究等に係る経費に関する支出と議会活動の基礎となる調査研究に關係しない活動に係る経費等に関する支出が併存している場合には、その全額を政務調査費に係る支出とすることは許されず、上記調査研究に係る部分とその他の部分を区分可能な場合には上記調査研究に係る部分のみが政務調査費として支出することができ、また、上記区分が不可能又は著しく困難な場合には社会通念上相当な割合によって按分した額のみを政務調査費から支出すると解するものが相当である。

そして、政務調査費として交付を受けた金員につき、政務調査費として支出することが許されない使途に金員を支出した者は、当該支出額に相当する金員を法律の原因なく利得したこととなるから、当該支出については、不当利得（民法703条）として当該政務調査費を交付した普通地方公共団体に對して返還義務を負うと解するのが相当である。

なお、被告は、市条例及び市規則に按分及びその割合に関する規定がないから、特定の按分基準額を設定し、これを超えることを理由としてその超えた金額につき政務調査費の返還請求をすることは、調査研究費の使途に関する各議員の裁量や調査研究活動への介入ないし圧迫になるとして、支出を政務調査費とその他の部分に按分すべきではないと主張する。しかし、法が議会活動の基礎となる調査研究等以外の活動に政務調査費を支出することを許していないことは既に判示したとおりであり、支出の一部が議会活動の基礎となる調査研究等以外の活動に支出されたと認められる場合には、その部分について当該支出の返還を命じたとしても、議員の政治活動に対する介入ないし圧迫になるおそれがあるとはいえない。

## (2) 資料購入費について

ア 「広辞苑」、電子辞書、「今がわかる時代がわかる日本地図2010年

版」及び「2011年版奈良県年鑑」の購入に係る支出について

広辞苑及び電子辞書はいずれも辞典としての機能を有しており、「今が分かる時代が分かる日本地図2010年版」は日本地図に加えて2010年における産業経済、政治、社会情勢、環境、エネルギー、交通、文化、スポーツ及び統計等の情報等が収録されている（甲85）。そして、「2011年版奈良県年鑑」には商工業、文化及び観光等の奈良県の現状及びデータ等のほか、奈良県内の文化財、地価一覧、企業情報及び県史年表等についても収録されている（甲82）。議会活動に関する調査研究にあたってはこれらの書籍を活用して用語及び概念等の意味、地形及び地勢、各地域の特質、統計情報その他様々な事項に関する調査等を行うことは十分に考えられるところであって、上記各書籍等の内容が議会活動に関する調査研究と関連性がないということはできないから、議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料に当たると解するのが相当である。

原告らは、上記各書籍は一般的な辞典、地図及びデータ等が収録された書籍であり専門的な調査研究のために必要とされるものではない旨を主張するが、法が議会活動に関する調査研究にあたってこれらの書籍を活用することを否定する趣旨であるとは解されないし、市条例及び市規則においても辞典や地図、統計資料等を調査研究に活用することを禁止する趣旨の規定はない。そして、この他に上記各書籍等が政務調査とは無関係に購入されたことをうかがわせる事情を認めるに足りる証拠もないから、上記各書籍の購入について政務調査と関連性がないということはできず、上記各書籍等に係る支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

イ 「公用文用字用語の要点」、「注釈公用文用字用語辞典（第5版）」及び「敬語の使い方辞典」の購入に係る支出について

「公用文用字用語の要点」及び「注釈公用文用字用語辞典（第5版）」はいずれも公用文書の起案等に関して利用される用字用語に関する書籍である（甲77）ところ、調査研究を議会活動に反映させるに当たって公用

文書等を作成することも考えられるところである。そして、「敬語の使い方辞典」についても、調査研究等に関する聞き取りを行い、あるいは調査研究の結果を表現する際にこれを活用することは十分に考えられるところであって、これらの書籍についても議会活動に関する調査研究と関連性がないとはいえないから、議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料に当たると解するのが相当である。

原告らは、上記各書籍は一般的業務及び調査のために使用される書籍及びコミュニケーション能力を養うために使用される書籍であるから政務調査との関連性がない旨主張するが、これらの書籍について議会活動に係る調査研究との関連性が認められることは既に判示したとおりである。また、市公文例規定及び市文書取扱規程が存在することも、これらの書籍と議会活動に関する調査研究との関連性を否定するものではない。そして、このほかにこれらの書籍が政務調査とは無関係に購入されたことをうかがわせる事情も認められないから、上記各書籍に係る支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

#### ウ 「日経ヘルスケア」、「週刊教育資料」及び「日本教育新聞」の購入に係る支出について

「日経ヘルスケア」は医療及び介護に関する行政動向や業界動向、経営に関する情報等が、「週刊教育資料」及び「日本教育新聞」は教育法規、学校管理、教育動向その他の学校教育に関する情報等が、それぞれ掲載されている（甲81の1・2、89、91）。市は普通地方公共団体として医療及び介護並びに教育に関する業務を行っているのであって、議会活動における調査研究の一環として医療、介護及び教育を対象とすることに不自然な点はないし、これらを調査研究するに当たって上記各書籍及び新聞を活用することは、その内容に照らせば自然なことであり、これらの書籍等の内容から直ちに議会活動に関する調査研究と関連性がないということはできないから、議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料に

当たると解するのが相当である。

原告らは、上記各書籍等は個人的な興味趣味のために購入されたものある旨主張するが、個人の興味趣味のために購入されたものであると認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記各書籍に係る支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

エ 「図録橿原市の文化財」、「橿原市住宅地図」及び「DT橿原市」の購入に係る支出について

「橿原市住宅地図」及び「DT橿原市」は、市に関する詳細な地図であり（甲80、84。なお、原告らのいう「ゼンリン住宅地図」は、「橿原市住宅地図」であると解される。）、「図録橿原市の文化財」は市内に所在する文化財に関する図録であると解される（甲88）。市の地図は市政に関する調査研究を行う上で必要な資料であると解されるし、市内の文化財についても、市の観光、開発及び教育等を行う上で調査研究を行うことは通常あり得るものであって、これらの書籍について議会活動に関する調査研究と関連性のない書籍であると認めることはできないから、議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料に当たると解するのが相當である。

原告らは、「橿原市住宅地図」及び「DT橿原市」について、議会活動に関する調査活動以外の議員活動にも活用し得るものである旨主張する。議会活動に関する調査研究以外の活動のために政務調査費を支出することが許されないことは前記(1)で判示したとおりであるが、上記各書籍の内容が選挙活動その他の活動に利用し得るものであるとしても、証拠上、これらの書籍が原告らの主張するような活動に利用されたことをうかがわせる事情は認められないから、これらの書籍が調査研究以外の目的で購入されたものであるということはできない。また、原告らは、「図録橿原市の文化財」は個人的な興味趣味のために購入されたものある旨主張するが、個

人の興味趣味のために購入されたものであると認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記各書籍に係る支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

オ 「ノルウェーを変えた髪のノラ—男女平等社会はこうしてできた—」、  
「スワーダアラビアで校長になった日本人女性」及び「砂漠に創った世界  
一の学校」の購入に係る支出について

「ノルウェーを変えた髪のノラ」は男女平等及び女性の社会進出等を内  
容とした書籍であり（甲86）、「スワーダアラビアで校長になった日本  
人女性」及び「砂漠に創った世界一の学校」はいずれもオマーンで起業し、  
学校を設立した元日本人女性に関する書籍であると解される（甲87）。

「ノルウェーを変えた髪のノラ」の内容のほか、同書の購入者である相手  
方水本ひでこが全国フェミニスト議員連盟の合宿に参加していること等の  
事情も踏まえれば、相手方水本ひでこは女性の社会進出等に関する支援等  
の調査研究を行っており、その一環として同書籍を購入したことがうかが  
われ、単に興味趣味のためにこれらの書籍を購入したものとは認められな  
い。また、「スワーダアラビアで校長になった日本人女性」及び「砂漠に  
創った世界一の学校」についてはオマーンにおいて学校を設立するに至つ  
た経緯、成功した教育方針及び教育方法等が記載されていることがうかが  
われ、教育問題に係る調査研究に関する資料として購入するとか、同国な  
いしは同国の都市との友好関係を構築することにつき調査検討する上の  
資料とするということもあり得るものである。

したがって、これらの書籍について、その内容のみから議会活動に関する  
調査研究と関連性がないということはできない。

そして、他にこれらの書籍が調査活動以外の目的で購入されたものであ  
るうかがわせる事情も認められないから、これらの書籍が議会活動に関する  
調査研究と関連性がないということはできず、議員の行う調査研究活  
動のために必要な図書及び資料に当たると解するのが相当であって、上記

各書籍に係る支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

カ 書籍「上甲米太郎」の購入に係る支出について

書籍「上甲米太郎」は、戦前に朝鮮半島に渡り、同地での教育を行った人物である上甲米太郎の生涯について、同人の長女の回想、歴史研究者による考察並びに同人の日記、手紙及び写真等から記載した書籍であり（甲92），このような内容のみからすれば、議会活動に関する調査研究といかなる関連性があるかは必ずしも明らかではない。しかし、被告は、大韓民国との間での偏った歴史認識を退け、草の根相互理解のために上甲米太郎の存在と足跡を理解する必要がある旨述べるところ、大韓民国の国立公州大学の教育プログラムに市の中高生を派遣する事業が実行ないし検討されている（弁論の全趣旨）という状況に照らせば、議会活動に関する調査研究と関連性があるという判断にも一定の合理性が認められるというべきであり、議会活動に関する調査研究との関連性がないとまでいふことはできない。

そして、他に書籍「上甲米太郎」が調査活動以外の目的で購入されたものであるとかがわせる事情も認められないから、同書籍が議会活動に関する調査研究と関連性がないということはできず、議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料に当たると解するのが相当であって、上記各書籍に係る支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

キ 月刊「MOKU」の購入に係る支出について

月刊「MOKU」は、高橋史朗の真剣勝負対談、ヤンキーフローラル論、大江戸裁判物語、父への手紙、ノンフィクションヒューマンストーリー及びにっぽん人情小噺等の連載のほか、各号毎にテーマを定めた特集を掲載しており、そのテーマも宇宙のシナリオ、人間の条件、日本の独創等と多岐にわたっている（甲90の1～8）。各月号の記事の中には、少なくともその表題だけを見れば、教育、政治、流通及び医療等、議会活動に関する調査研究に関連する可能性が否定できない内容も含まれているように見え

る。しかし、上記の記事は各号の記事全体から見ればごく一部であって、議会活動に関する調査研究との関連性が不明な記事がその大半を占めている上、関連する可能性がうかがわれる記事についても、具体的にどのように議会活動に関する調査研究に活用されるものか明らかではない。

被告は、相手方松木雅徳は月刊「MOKU」を通して生きることの意味の深耕、失われた我が国的精神文化の基層を自問自答し、勉強するとともに、市政相談に来る市民にこれを伝えていると主張するが、その趣旨は必ずしも明らかではない上、市民に生きることの意味の深耕や我が国的精神文化を伝えることが議会活動のための調査研究とどのように関連するのか不明であるから、被告の上記主張を踏まえても、月刊「MOKU」が議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料等に当たるとは認められないから、同書籍に係る支出はいずれも使途基準に反した違法な支出にあたる。

#### ク 書籍「北畠親房」の購入に係る支出について

書籍「北畠親房」は、今から600年以上昔のいわゆる南北朝時代に生きた人物である北畠親房の生涯を中心に、同人の著作である「神皇正統記」及び同人の子孫等についても触れた書籍である（甲83）。上記内容をみれば、上記書籍が議会活動に関するいかなる調査研究とどのような関連性があるかということは、必ずしも明らかではない。

被告は、「神皇正統記」は神武天皇に関する優れた研究著述がされており、神武天皇即位の地と伝承される市の観光文化と郷土教育に関連する歴史を調査研究する上で必要であり、飛鳥地域が日本建国の地であり、古代からの国際交流の地であったという特色を生かし、国内又は海外に寛容と多元性が日本の国体であることを発信すべきであり、教育旅行による国内及び海外各地との交流は現在ないし将来の市政の課題であるなどと主張する。しかし、飛鳥地域の特質と歴史に関する調査研究を行うことが議会活動に関する調査研究に当たり、かつ、「神皇正統記」がそのための史料に

当たるとしても、そのことをもって、同書の著者である北畠親房に関する調査研究が、議会活動に関する調査研究と関連性があるということはできない。

そして、このほかに書籍「北畠親房」が議会活動に関する調査研究と関連性があると認めるに足りる事情は証拠上うかがわれないから、書籍「北畠親房」は議員の行う調査研究活動のために必要な図書及び資料等に当たるとは認められないから、同書籍に係る支出は使途基準に反した違法な支出にあたる。

### (3) 事務所費について

#### ア 減価償却費について

市規則に定められた使途基準によれば、議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費としての事務所費の支出について、事務所の賃借料及び維持管理費のほか、備品代、事務機器購入代及びリース代等に関する支出が認められている。したがって、各議員が政務調査費で物品を購入することが直ちに使途基準に反するものではない。そして、上記事務機器購入代等に関して対象となる事務機器に制限は設けられていないところ、パソコン、プリンター及び液晶プロジェクターはいずれもその機能及び一般的用途からして議員の調査研究活動に利用し得るものである上、上記各物品の購入に係る費用を政務調査費から支出している相手方らは、いずれもこれらの購入代金そのものではなく購入代金から減価償却法によって計算した当該年度の減価償却費のみを政務調査費から支出している。

上記各事情からすれば、パソコン、プリンター及び液晶プロジェクターの価額等を踏まえても、その減価償却費に係る支出については調査研究のための必要性が認められ、使途基準に反した違法な支出とはいえない。

#### イ 再リース契約に係る再リース料について

(ア) 相手方杉井康夫、相手方小川和俊、相手方増田喜代信及び相手方松木

雅徳は、平成22年度中において、それぞれコピー機、事務機器デジタル複合機及びパソコンに係る再リース契約を締結し、各再リース契約に係る再リース料全額を政務調査費から支出していることがうかがわれる。

(イ) ところで、上記各再リース契約は、いずれも契約締結から1年間の再リース料を一括で支払うものである。そうであれば、平成23年3月末日以前に再リース契約が終了したと認められる場合を除き、上記各再リース契約における再リース料は、平成23年4月以降の再リース物件の利用に関する対価をも含んでいることになる。

そして、平成22年度における政務調査費は、同年度内における政務調査のために支出されるものであることを前提としていることは明らかであるから、議会活動に関する調査研究のための費用の支出であるとしても、同年度の末日より後に行われる調査研究活動に要する費用を平成22年度の政務調査費として支出することは許されないと解するのが相当である。したがって、上記各再リース契約に関する再リース料の支出に関しては、その期間に応じて按分した平成23年3月末日よりも後の期間に関する部分については、平成22年度の政務調査費の使途基準に反した違法な支出であると認められる。

(ウ) そうすると、相手方杉井康夫についてはコピー機再リース契約に係る再リース料5670円のうち平成23年4月1日から平成24年1月9日の利用分に相当する4411円（1円未満切捨て）について、相手方小川和俊についてはコピー機再リース契約に係る再リース料1万6380円のうち平成23年4月1日から同年7月31日の利用分に相当する5474円（1円未満切捨て）について、相手方増田喜代信については事務機器デジタル複合機再リース契約に係る再リース料1万6380円のうち平成23年4月1日から同年7月26日の利用分に相当する5250円（1円未満切捨て）について、相手方松木雅徳については事務機器デジタル複合機再リース契約に係る再リース料1万2600円のうち

平成22年3月16日から同月31日までの利用分に相当する552円（1円未満切捨て）及びパソコン再リース契約に係る再リース料1万1755円のうち平成23年4月1日から同年6月11日の利用分に相当する2318円（1円未満切捨て）について、それぞれ使途基準に反した違法な支出であると認められる。

#### ウ リース料金について

- (ア) 相手方大北かずすけ、相手方杉井康夫、相手方小川和俊、相手方竹田きよし、相手方増田喜代信、相手方細川佳秀、相手方松木雅徳及び相手方楳尾幸雄は、同人らが活用しているリース物件に係るリース契約及びインターネットプロバイダー契約において、同人らに係る政治団体と同一の住所地において契約を締結し、あるいはリース物件を設置している。
- (イ) 契約者の住居地ないしリース物件の設置地とされている場所と実際にリース物件が利用される場所は同一であることが通常であると解される。そして、事務機器デジタル複合機やパソコン、インターネット回線等は、議会活動に関する調査研究のみならず政治団体の活動その他種々の活動に通常利用されるものであるから、政治団体の所在地と同一の場所において当該リース物件及びインターネット回線等が利用されていることがうかがわれる場合には、リース物件及びインターネット回線等について、議会活動に関する調査研究のために利用するものと政治団体の活動等に利用するものを別個に契約しているなどの特段の事情がない限り、上記各相手方の契約に係る当該リース物件及びインターネット回線等については、上記各相手方の議会活動に関する調査研究のみならず政治団体の活動その他の活動においても利用しているものと推認するのが相當である。そして、本件において、上記のような特段の事情の存在はうかがわれないから、上記各相手方らの締結しているリース契約及びインターネップロバイダー契約については、議会活動に関する調査研究に利用する目的のみならず、政治団体活動その他の活動にも利用されていたもの

と認めるのが相当である。

(ウ) 以上によれば、上記各リース契約及びインターネットプロバイダー契約に係る支出には、市規則の使途基準に適合しないものが含まれていると認められるところ、インターネット回線及びパソコン、事務機器デジタル複合機等は、その性質上、適宜必要に応じて使用されるものであり、具体的にどのような目的でどの程度使用されたかを正確に把握することは困難であって、その使用実態を裏付ける客観的資料は本件証拠上認められないものの、少なくともその半分は議員の行う調査研究活動のために必要なものということができるものの、それを超える部分についてその調査研究活動のために必要なものであったということはできないから、上記各リース契約及びインターネットプロバイダー契約に係る支出は、その50パーセントを超える部分を政務調査費から支出することは許されないというべきである。

(エ) したがって、相手方大北かずすけについては事務機器カラー複合機リース契約に係るリース料24万5700円の50パーセントである12万2850円について、相手方杉井康夫についてはコピー機リース契約に係るリース料4万2525円の50パーセントである2万1262円（1円未満切捨て）；コピー機再リース契約に係る再リース料5670円のうち前記イ判示のとおり政務調査費として支出することが許されない4411円を除いた1259円の50パーセントである629円（1円未満切捨て）及びインターネットプロバイダー契約に係るプロバイダー料金等7万7841円の50パーセントである3万8920円について、相手方小川和俊についてはコピー機リース契約に係るリース料5万4600円の50パーセントである2万7300円及びコピー機再リース契約に係る再リース料1万6380円のうち前記イ判示のとおり政務調査費として支出することが許されない5474円を除いた1万0906円の50パーセントである5453円について、相手方たけだやすひ

こについてはパソコン等リース契約に係るリース料11万3148円の50パーセントである5万6574円について、相手方竹田きよしについては事務機器デジタル複合機リース契約に係るリース料16万7475円の50パーセントである8万3737円（1円未満切捨て）及び複合機使用料2790円の50パーセントである1395円並びにパソコンリース契約に係るリース料3万5280円の50パーセントである1万7640円について、相手方増田喜代信についてはデジタル複合機リース契約に係るリース料6万8250円の50パーセントである3万4125円及びデジタル複合機再リース契約に係る再リース料1万6380円のうち前記イ判示のとおり政務調査費として支出することが許されない5250円を除いた1万1130円の50パーセントである5565円について、相手方細川佳秀についてはパソコン等リース契約に係るリース料1万7010円の50パーセントである8505円について、相手方松木雅徳についてはインターネットプロバイダー契約に係るプロバイダー料金3万1934円の50パーセントである1万5967円、事務機器デジタル複合機再リース契約に係る再リース料1万2600円から前記イ判示のとおり政務調査費として支出することが許されない552円を除いた1万2048円の50パーセントである6024円及びパソコン再リース契約に係る再リース料1万1755円から前記イ判示のとおり政務調査費として支出することが許されない2318円を除いた9437円の50パーセントである4718円（1円未満切捨て）について、相手方楨尾幸雄についてはパソコン等リース契約に係るリース料24万9480円の50パーセントである12万4740円について、それぞれ使途基準に反した違法な支出であると認められる。

#### (4) 調査旅費について

相手方視察参加者らは、それぞれ函館市観光交流センター及び幼保一元施設コロポックルの森を視察し、室蘭市職員から「室蘭市まちなか再生プラ

ン」に関して説明を受けるなどしたことがうかがわれるが、これらの視察が議会活動における調査研究と関連性がないことをうかがわせる事情はなく、議員の行う調査活動のために必要な先進地調査又は現地調査に当たると解するのが相当であるから、上記行政視察に係る旅費及び日当等に係る費用を政務調査費として支出することが使途基準に反して違法であるとは認められない。

原告らは、上記行政視察の目的は近畿圏内等のより近傍地での調査を実施することで達成できることや視察内容の報告には抽象的内容や容易に知り得る内容しか記載されていないこと、視察対象の函館市等が置かれている状況は、市の状況と異なることから調査には合理性がないこと及び視察に充てられている時間が各日に占める割合が低いこと等を挙げて、上記行政視察は私的な団体旅行である旨主張する。しかし、同種目的の調査が近隣地域で実施でき、あるいは視察報告の内容に不十分な点が見られるとしても、そのことをもって行政視察が政務調査に当たらないということはできないし、市が置かれている状況と視察対象の普通地方公共団体の置かれている状況が異なるとしても、視察対象が置かれている状況での施策等を調査研究することによって、市における課題や検討事項等が明らかになるということも十分にあり得ることであるから、この点も調査目的がなかったことをうかがわせる事由には当たらない。そして、行政視察に充てられている時間が各日に占める割合についても、直ちに政務調査目的を否定することができる事情ではない。

そして、これらその他に上記行政視察が議会活動に関する調査研究と関連性がないことをうかがわせる事情も認められないから、上記行政視察に関する支出は使途基準に反した違法な支出とはいえない。

#### (5) 研究研修費について

##### ア 研修に係る部分について

相手方増田喜代信は、奈良政策研究会の研修に参加し、防衛省及び市ヶ谷記念館、迎賓館赤坂離宮及び建設中のスカイツリーの視察等を行うと

もに、佐藤正久参議院議員の講演に参加したことがうかがわれるが、これらの視察が議会活動における調査研究と関連性がないことをうかがわせる事情はなく、議員の行う調査活動のために必要な先進地調査又は現地調査に当たると解するのが相当であるから、上記行政視察に係る旅費及び日当等に係る費用を政務調査費として支出することが使途基準に反して違法であるとは認められない。

原告らは、防衛省及び市ヶ谷記念館の視察は一般人に向けた企画であり、佐藤正久参議院議員の講演内容も安全保障という国家レベルの事項であつて市政と関連性がない、迎賓館赤坂離宮及び東京スカイツリーの視察もその目的が不明であり、報告書の内容も容易に得られる情報ばかりであるなどとして、上記研修は私的な団体旅行に過ぎない旨主張する。しかし、一般人に向けた企画であることや報告書の内容が容易に知り得る情報であることは、調査目的を否定する事情には当たらないし、普通地方公共団体であつても有事の際の対応等について検討することは十分にあり得ることであつて、安全保障に関する講演であるから市政と関連性がないとまでいふことはできない。また、急遽スカイツリーの建設現場を訪れたということも、同旅行が私的な旅行でなければ説明できないというものではない。

したがって、上記研修が政務調査を離れた私的な旅行であると認めるることはできず、同研修に関する支出が使途基準に反した違法な支出であるとはいえない。

#### イ 政策研究会の会費について

政策研究会には、奈良県県議会議員及び奈良県内の市町村議会議員等も参加していることがうかがわれるところ、これらの者と意見及び情報を交換し、あるいは共に研修等に参加することが、議会活動に関する調査研究に当たらないということはできず、議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するためには要する経費に当たると解するのが相当であるから、これらに要す

る費用としての会費を政務調査費から支出することも、使途基準に反した違法なものであるとはいえない。

### 3 相手方らの悪意の受益者該当性

前記2で判示したとおり、相手方らの支出の中には使途基準に違反するものが含まれているところ、前記第2の2のとおり規定されている市の政務調査費の使用及び返還の仕組み並びに使途基準に違反すると認められる支出の内容及び性質等に鑑みれば、相手方らは悪意の受益者であったと認められる。

この点、被告は、市条例に係る最高裁の判例がないから悪意には当たらない旨を主張するが、調査研究目的以外の目的に関する支出又は当該年度以外の年度の活動に関して当該年度の政務調査費を支出することが法並びに市条例及び市規則に定められた使途基準に反していることは明らかであるから、被告の上記主張には理由がない。

### 4 利息を付すべき時期について

相手方らが政務調査費の残額について不当に利得したというためには、政務調査費の残額の返還を免れたことが必要になると解されるところ、市条例においては、政務調査費の残額の返還に関し、市長が返還を求めることができる旨定められているほか、返還時期について明確に定めた規定はない。しかし、相手方らは、いずれも市に対して平成22年度政務調査費に係る収支報告書を提出した上、平成23年5月25日に市条例に基づき収支報告書の記載どおりに政務調査費の残額を返還しているのであるから、遅くとも同日をもって返還をしなかつた政務調査費につき不当に利得したものといえ、同日から不当利得返還義務を負うものと解するべきである。

これに対し、原告らは、収支報告書の提出期限日をもって、返還義務が生ずる旨を主張するが、同日を返還の期限とする定めがないことは既に述べたとおりであるから、同日をもって相手方らが不当に利得したと認めることはできない。

## 第4 結論

よって、原告らが被告に対し、法242条の2第1項4号前段に基づき、市の相手方らに対する民法703条、704条に基づく別紙金額等一覧の「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する政務調査費に係る収支報告書の提出期限の翌日である平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息金を支払うよう請求することを求める本訴請求は、別紙金額等一覧の「認容金額」欄記載の各金員及びこれに対する政務調査費の残額を返還した日の翌日である平成23年5月26日から支払済みまで年5分の割合による法定利息金を支払うよう請求することを求める限度で理由があるから、これらをいずれも認容し、その余の請求は理由がないから、これらをいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、64条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

裁判長裁判官 牧 賢 二

裁判官 新 須 真 由 美

裁判官 富 岡 健 史

(別紙)

## 金額等一覧

相手方	支出金額	支出残額	請求金額	認容金額
大北 かずすけ	405,645	94,355	133,350	122,850
松田 ゆみ子	367,070	132,930	8,100	0
森下 みや子	304,820	195,180	8,100	0
成谷 文彦	248,171	251,829	30,366	0
杉井 康夫	247,350	252,650	131,257	65,222
松尾 高英	396,560	103,440	150,885	3,150
福井 達雄	105,120	394,880	19,452	0
大保 由香子	251,909	248,091	48,700	0
奥田 英人	373,028	126,972	184,722	0
小川 和俊	341,985	158,015	49,272	38,227
たけだ やすひこ	374,793	125,207	237,549	56,574
水本 ひでこ	400,945	99,055	138,175	0
竹田 きよし	258,550	241,450	113,272	102,772
増田 喜代信	331,552	168,448	291,967	44,940
細川 佳秀	66,800	433,200	19,605	8,505
前口 洋一	230,460	269,540	176,600	0
河合 正	227,979	272,021	132,599	0
松木 雅徳	261,608	238,392	194,754	48,779
樋本 利明	360,691	139,309	141,180	0
植田 泰文	269,400	230,600	181,080	0
今西 貴昭	19,180	480,820	8,100	0
竹森 衛	380,934	119,066	71,903	0
楳尾 幸雄	382,050	117,950	257,310	124,740

これは正本である。

平成25年8月29日

奈良地方裁判所民事部

裁判所書記官 小川善史